

新旧対照表
【ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成14年7月26日財関第598号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>V 還付の請求の取扱い</p> <p>令第5条《還付の計算期間等》に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 関税定率法<u>第8条第32項</u>の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「ポリエステル短纖維に対して課した不当廉売関税に係る還付申請書」（別紙様式2。以下「還付申請書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29檢第402号）第17条第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》の規定により会計検査院に送付する必要がある場合<u>（同条第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）</u>には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>2及び3 （省略）</p>	<p>V 還付の請求の取扱い</p> <p>令第5条《還付の計算期間等》に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 関税定率法<u>第8条第32項《不当廉売関税に係る還付請求》</u>の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「ポリエステル短纖維に対して課した不当廉売関税に係る還付申請書」（別紙様式2。以下「還付申請書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年会計検査院訓令4檢第412号）第三章第六第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》の規定により会計検査院に送付する必要がある場合には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>2及び3 （同左）</p>